

禁止区域内での客引き行為等は

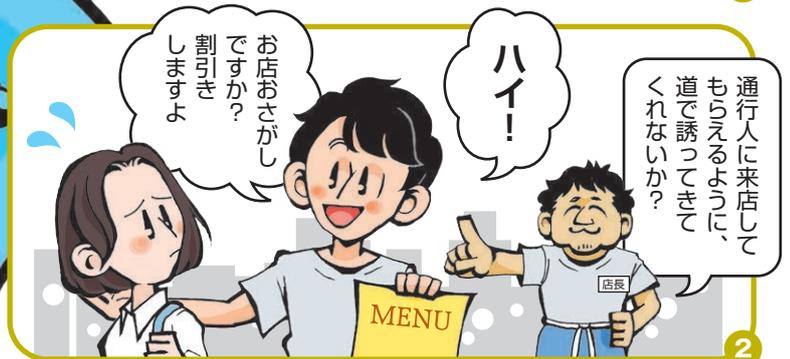
禁止!!

客引き・勧誘行為のアルバイトに注意!!



居酒屋の案内も違反になるの!?

条例違反になるから やめておけばよかった



氏名が公表される!?

5万円の過料!?

命令に違反すると過料や氏名等の公表があります。

客引き行為等とは道路・公園等の公共の場所で行う次の行為をいいます。

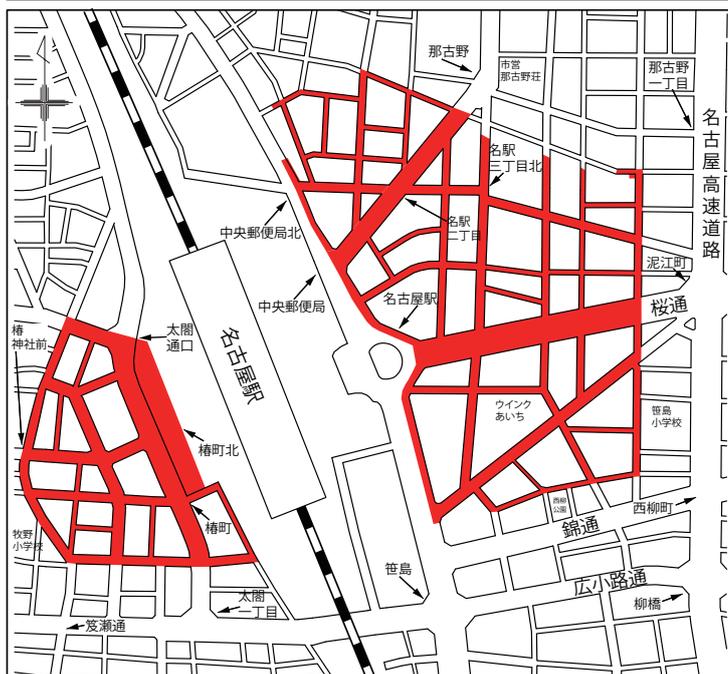
客引き行為 <small>いわゆるキャッチ</small>	勧誘行為 <small>いわゆるスカウト</small>	客待ち行為・勧誘待ち行為
不特定の人の中から、 特定の人 に対して客となるように誘うこと。	不特定の人の中から、 特定の人 に対して 役務(仕事) に従事するように誘うこと。	客引き(キャッチ)・勧誘行為(スカウト)をする目的で、人を待つこと。

違反すると… 名古屋市条例の場合

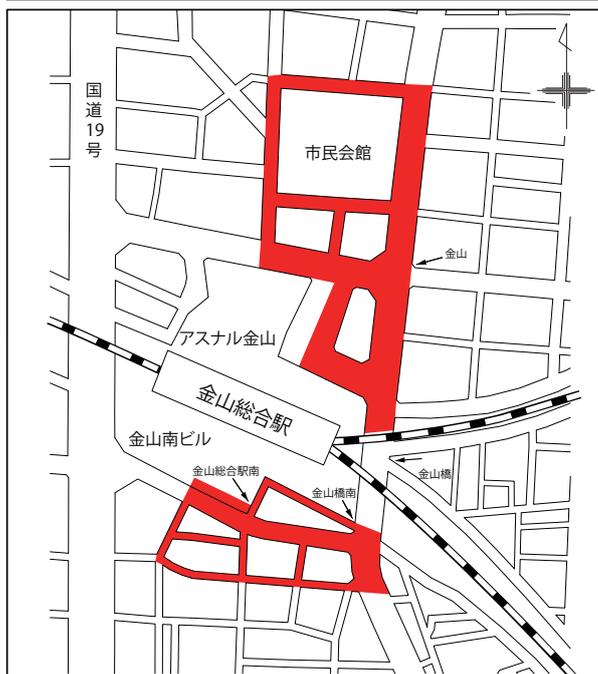
客引き行為等禁止区域(名古屋駅地区・栄地区・金山地区)では、客引き行為等が禁止されています。市は違反者に対して、指導・勧告・命令を行います。さらに、命令に違反した場合には、5万円の過料が科されることがあります。あわせて、氏名や住所などを市のホームページなどに公表することがあります。

客引き行為等禁止区域図

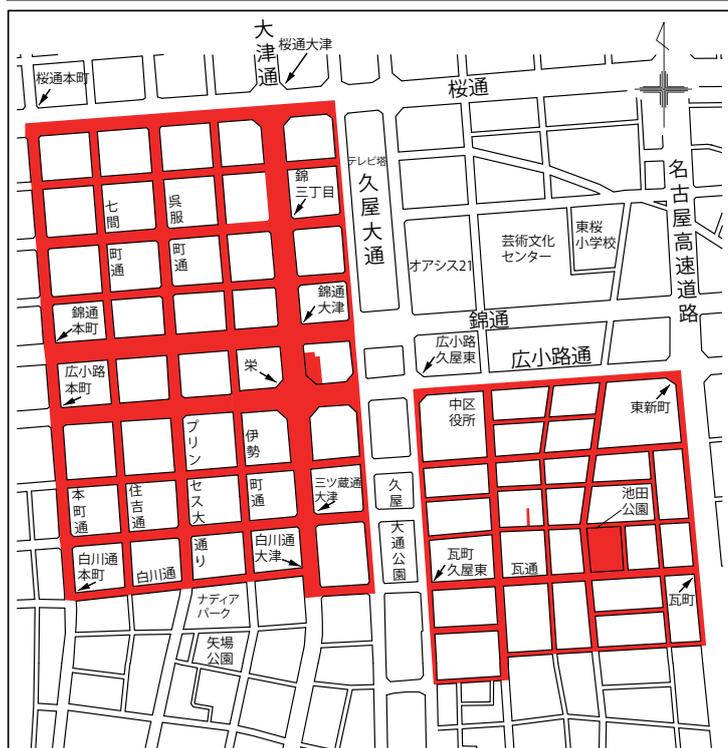
名古屋駅地区



金山地区



栄地区



客引き行為等禁止区域内に
路面シートを設置しています。



凡例

客引き行為等禁止区域

※区域とは上記に示した道路、公園、その他の公共の用に供する場所を示す

違反すると… 愛知県条例の場合

居酒屋等の客引き行為でも、立ちふさがり、つきまとう等のしつような客引きは、愛知県迷惑行為防止条例違反となります。条例に違反すると、100万円以下の罰金刑となることがあり、常習の場合は、6月以下の懲役刑又は100万円以下の罰金刑に処されることもあります。

繁華街での客引き行為等に応じないようにするなど、客引き行為等抑止へのご協力をお願いします。

問合せ先

名古屋市地域安全推進課

TEL 052-972-3099 FAX 052-972-4823

名古屋市公式ウェブサイト

客引き行為等対策の推進に関する詳細は
右記QRコードからご覧いただけます。

